

特定化学物質及び有機溶剤のうち
気中濃度を管理濃度以下に維持することが
技術的に困難な場合の対策について

作業環境管理に係る規制の仕組みと課題

作業場全体の濃度を管理濃度以下に維持することが大原則

第3管理区分

工学的対策、管理的
対策により第1又は
第2に改善する義務

第2管理区分

工学的対策、管理的
対策により第1に改
善する努力義務

第1管理区分

<対策>

特化則等に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に評価された場合は、第一又は第二管理区分に改善するため施設又は設備の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、その効果を確認するため、改めて作業環境の測定及び評価を行う必要がある。

【現行の制度】

作業環境の
測定



測定結果の
評価



評価の結果に
基づく措置



措置効果確認のため
の測定及び評価

それでもなお第三管理区分と評価された作業場については、確実に改善を図らせるとともに、労働者のばく露防止措置を徹底するため、以下の措置を義務付けることが適当である。

- ア 作業環境改善の取組の促進
- イ 作業環境改善が困難な場合の措置の強化

第三管理区分継続事業場対応

※条項番号は現行特定化学物質障害予防規則の場合

作業環境測定の実施(第36条)
作業環境測定結果の評価(第36条の2)

第Ⅲ管理区分

評価結果に基づく措置(第36条の3第1項)
措置効果確認のための測定及び評価(第36条の3第2項)

第Ⅲ管理区分

②外部専門家の意見聴取

I又はIIにすることが困難

I又はIIにすることが可能

③改善措置の実施
措置効果確認のための測定及び評価

第Ⅲ管理区分

④労働者への周知

⑤直ちに以下の措置を講じる

- a. 個人サンプラー等による測定及びその結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用、フィットテストの実施
- b. 呼吸用保護具管理責任者の選任(a及びcの管理等)

次に掲げる措置を講じる

- c. 6月以内ごとに個人サンプラー等による測定
その結果に応じた有効な呼吸用保護具であることの確認
測定結果を、作業環境測定基準に基づき、評価
1年以内毎にフィットテストの実施

以下、繰り返し

⑦記録・保存

⑥労基署へ届出

I又はII

⑤は適用除外₂

I又はII

I又はII

I又はII

①応急的な措置としての呼吸用保護具の使用

ア. 作業環境改善の取組の促進

- ① 第三管理区分に評価された時点から、下記⑤の措置が行われるまでの間の**応急的な措置として有効な呼吸用保護具を使用**。←より具体的な選定方法を明確化する。
 - ※ 呼吸用保護具の選択方法は、作業環境測定結果を基に、インジウム化合物等に係る措置を参考とする予定。
- ② 当該事業場について、
 - a) 第一又は第二管理区分に改善する可能性
 - b) 上記a)で改善可能な場合は、作業環境を改善するために必要な措置について、**外部の専門家（※）の意見を聴くこと**。
 - ※ 外部の専門家として以下を予定。
 - ・作業環境測定士として6年以上その業務に従事した経験を有する者
 - ・衛生工学衛生管理者として6年以上その業務に従事した経験を有する者
 - ・労働衛生コンサルタント（衛生工学）として3年以上その業務に従事した経験を有する者
 - ・オキュペイショナル・ハイジニスト（IOHA：国際オキュペイショナルハイジーン協会が認証している育成プログラムを想定）資格を有する者
 - ・その他同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- ③ 作業環境改善の可能性があると判断された場合は、**専門家の意見に基づき**、
 - ・ 作業環境を**改善するために必要な措置**を講じ、
 - ・ その**効果を確認するため**、改めて**作業環境の測定及び評価**を行うこと。
- ④ 労働者への周知、所要の記録・保存
 - ※ 呼吸用保護具の概要、改善措置、評価の結果等を予定。

イ. 作業環境改善が困難な場合の措置の強化

- ⑤ 上記③の改善措置・測定及び評価の結果、依然として第三管理区分である場合、又は上記②の専門家の意見により作業環境の改善は困難と判断された場合は、以下に基づいて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- a. 個人サンプラー等による測定を行い、その結果に基づき、労働者のばく露濃度をばく露限界値以下にするための有効な呼吸用保護具を選択・使用させること。
- ※ 測定手法は、個人サンプリング法による作業環境測定とする予定。
 - ※ 呼吸用保護具の選択方法は、インジウム化合物等に係る措置を参考とする予定。
 - ※ 第三管理区分の評価に係る作業環境測定において、すでに個人サンプラーによる測定を実施している場合は、その結果によることで改めての測定は不要。
- 当該呼吸用保護具について、フィットテストを行うこと。
- b. 労働衛生保護具に関する知識・経験を有する者の中から保護具着用管理責任者を選任。a及びc（呼吸用保護具に関する事項に限る。）を管理させるとともに、作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）についての指導、呼吸用保護具の保守管理を行わせること。
- ※ 保護具着用管理責任者に対する教育等の整備については、別途予定。
- c. 6月以内ごとに個人サンプラー等による測定を行い、その結果に基づき、有効な呼吸用保護具であることを確認するとともに、結果を評価すること。（鉛業務については1年以内ごと）1年以内ごとに1回、フィットテストを行うこと。
- ⑥ 上記⑤となった場合は、必要な事項を所轄労働基準監督署に届け出ること。
- ※ 国は、届出を基に、共通的な課題がある場合、必要な措置の見直し等を検討。
- ⑦ 所要の記録・保存
- ※ 個人サンプラー等による測定の結果及び呼吸用保護具の概要、フィットテストの結果、評価の結果等を予定。